

委託事業仕様書

1 業務名

米子市フレイル対策事業広報業務

2 委託期間

契約日から令和7年3月31日

3 実施場所

米子市内全域

4 実施内容

本市が令和5年度から開始したICTを活用したフレイル度チェック及びチェック結果に基づくフレイル予防実践の支援等の一連の取組について、効果的な広報媒体を用いて、健康無関心層を含む幅広い層の市民に分かりやすく発信するとともに、本市フレイル対策事業に参加する市民を増加させる。

なお、広報活動の内容は、市民が自身の加齢変化に関心を持ち、自発的にフレイル予防に取り組めるよう、フレイル度チェックへの参加及びチェック結果に基づくフレイル予防実践の取組等への参加を推進する内容で、基本的なフレイル予防啓発に加え、次表の全ての事業を含むものとする。

No.	事業名（取組名）
1	フレイル度チェック
2	フレイル予防優待チケット事業
3	フレイル予防実践教室
4	健康ポイント事業
5	フレイル予防応援パスポート事業

※詳細は別添参照

5 共通事項

- (1) 受託者は事業計画を作成、提出するものとし、市が必要と認める場合、その変更を受託者に指示できるものとする。
- (2) 受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、業務の一部を再委託若しくは請負わせる場合において、事前に書面にて報告し、米子市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (3) 受託者は、委託業務の成果物に係る全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含むが、これらに限られない。次項において同じ。）を、成果物の納入、検査合格後、直ちに米子市に無償で譲渡するものとする。
- (4) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (6) 作成する各媒体については再編集可能な電子データを納品すること。
- (7) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密

情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(8) 実施内容の検証を行うほか、定めのない事項及び疑義を生じる事項については、その都度協議する。

6 計画、記録作成及び市への報告

(1) 契約締結後速やかに業務実施計画を作成し、書面にて報告すること。

(2) 広報媒体の作成及び各メディア等への掲載時には、本市にその内容を事前に報告し、承諾を得ること。

(3) 本業務によるメディア掲載等の実績について、掲載日、掲載先、掲載内容、広報効果等をデータにより報告すること。

(4) 取材等を行った場合は、実施日時、場所、対象、内容など記録し、市の定める日までに書面にて報告すること。

(5) 作成及び掲載した広報媒体は原則としてデータにより随時提出すること。

(6) 報告に係る費用は受託者において負担すること。

7 支払方法

委託料は契約完了後に一括して支払う、また広報媒体の納品実績に応じて毎月支払う。

別添

広報対象事業概要

1 フレイル度チェック

25項目の質問への回答により、3段階のフレイル度を判定し、自身の健康状態に意識を向けることで、フレイル予防を実践するきっかけを作る取組。65歳以上の米子市民（要支援、要介護認定のある方を除く）を対象とし、市内約20か所のフレイル度チェック会場、フレイル予防アプリ又はフレイル度チェック票（紙）の返送の3種類の方法により実施。

【令和6年度の計画】

次の各時期において、それぞれの対象者にフレイル度チェックの案内を送付

5月ごろ 65歳及び75歳以上（封書）

8月ごろ 66歳から74歳（はがき）

11月ごろ フレイル度チェック未実施の方（はがき）

2 フレイル予防優待チケット事業

フレイル度チェックで「健康」に該当した方を対象に、フレイル予防優待チケットを配布し、健康なうちからフレイル予防への取組を促すことで、健康維持を支援することを目的とした取組。市内に有するフレイル予防応援事業所においてフレイル予防につながる講座等に参加する際に本チケットを提示すると、事業所ごとに設定した特典が受けられる。

3 フレイル予防実践教室

フレイル度チェックで「プレフレイル」又は「フレイル」に該当した方を対象とした、週1回3か月間の教室。フレイル状態の改善を目的に、市内約20か所の民間事業所において開催しており、フレイルの概要及びフレイル予防のポイントについて学び、日常生活での実践につなげる。

4 健康ポイント事業

65歳以上の米子市民を対象に、フレイル予防アプリを用いた自主的な健康づくりに対してポイントを付与し、日々のフレイル予防実践の取組を推進する事業。貯まったポイントはJコインとして還元する（予定）。

5 フレイル予防応援パスポート事業

65歳以上の市民が、フレイル予防アプリを活用してフレイル度チェックを実施した場合に、アプリ上でフレイル予防応援パスポートを付与し、市内の協賛店で特典が受けられる事業。フレイル度チェック及びフレイル予防アプリ活用のきっかけとして実施。